

資料26 平成19年度業務実績評価の取組について

平成20年7月14日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

- 年度業務実績評価の取組については、17年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
 - 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
 - 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり19年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。
 - 3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の

見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2(略)

資料27 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成20年9月5日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

- 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。
- 2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。
 - 内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。
- 3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。
 - また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ 個々の契約に係る評価

- 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)は、各府省の独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)が行う独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第 5 項(第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。)に基づく意見を述べることにする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後 7 年間の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といえることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別の視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

(1) 当期総利益(又は当期総損失)

- 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
- 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 非金融資産

- 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。
- 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 金融資産

ア 資金の運用

- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。

イ 債権の管理等

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明

が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

- ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 随意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
(注) 関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照）

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成20年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の2（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。

資料 29 平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 20 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析
 - 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
 - 評価の基準の客観性・明確性
 - 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
- 1-1-2 次のアプローチを注視する。
- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 平成 20 年度が実質的に初年度に当たる「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）についての法人の取組状況
 - 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
 - 平成 19 年度業務実績評価における各法人に共通する個別的な視点に関する指摘事項への対応
- 2-1-2 独立行政法人評価に関係する主な政府方針の例は次のとおり。
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）
 - 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）
 - 整理合理化計画
 - 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- 2-1-3 当委員会がこれまで示してきた関心事項等は次のとおり。
- 「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）
 - 「研究会報告書」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（研究開発関係法人の評価における関心事項、教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項、公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項、振興助成・融資関係法人の評価における関心事項、平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係））

● 「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)(平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)

● 「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)

2-1-4 なお、整理合理化計画において各府省の独立行政法人評価委員会が取り組むこととされている次の事項については取組状況を把握する。

● 法人の監事との連携状況(内容、評価に対する反映)

● 国民からの意見募集(方法、評価に対する反映)

「2 財務状況」について

2-2-1 当期総利益又は当期総損失については、次の点に特に留意する。

● 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析

● 経常損益では損失を計上していたものが最終的に利益計上となった場合において、その経緯の分析

● 1億円以上の当期総損失がある場合において、その発生要因と業務運営上の問題の有無の分析

2-2-2 利益剰余金又は繰越欠損金については、次の点に特に留意する。

● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の繰越欠損金を計上している場合において、当該繰越欠損金の解消計画の策定状況及び当該解消計画の進捗状況とそれらに係る分析

● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金の発生要因と業務運営上の問題の有無についての分析

2-2-3 運営費交付金債務は、平成 20 年度に交付された運営費交付金の執行率が 90%以下の法人・勘定の分析について、特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 個別法に基づく事業としての資金運用及びそれ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のあるものの評価の取組が十分かについて特に留意する。

2-3-2 非金融資産については、次の点に特に留意する。

● 財務諸表における減損又はその兆候の注記を把握した上での、減損又はその兆候に至った固定資産(注)について、減損等の要因と法人の業務運営との関連の分析・評価

● 整理合理化計画で処分等することとされた資産について、処分等の取組の評価

(注) 「独立行政法人会計基準」(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会)によれば、下記の場合に減損の兆候を認め財務諸表に注記するとともに、一定の場合に減損を認識し財務諸表に計上することとされている。

- ・ 固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下
- ・ 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化
- ・ 業務運営環境の著しい悪化
- ・ 市場価格の著しい下落
- ・ 固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったこと

2-3-3 債権の管理等については、次の点に特に留意する。

● 融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて回収状況等の評価

● 融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金は、当該貸付の必要性についての評価

「4 人件費管理」について

2-4-1 福利厚生費について、次のような法人の活動の必要性にかんがみ、当該活動の評価の取組が十分かについて特に留意する。

● 「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成 20 年 8 月 4 日行政管理局長通知)において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業

● レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動

2-4-2 給与水準の厳格なチェックに当たっては、国と異なる諸手当の適切性について、特に留意する。

「5 契約」について

2-5-1 契約手続の執行体制や審査体制の整備状況に関する評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)

● 契約事務における一連のプロセス

● 執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制

● 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方

2-5-2 法人の契約の適正性の確保の観点から、随意契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 「随意契約見直し計画」の進捗状況及び計画の効果についての分析・評価

● 随意契約の金額、件数及びこれらの割合の対平成 19 年度比の増減。増加している場合の要因分析と評価

● 随意契約の相手方が第三者に再委託している状況の把握。再委託理由と随意契約理由との関係。法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況

2-5-3 法人の契約の適正性の確保の観点から、一般競争入札であって一者応札となった契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 応札条件。応札者の範囲拡大のための取組

● 第三者に再委託している状況の把握。当該契約に係る一般競争入札の導入事情。法人と契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況

2-5-4 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置の状況について、特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 次のアプローチを注視する。

● 「第 2 各法人に共通する個別的な視点」の「2 財務状況」から「5 契約」までの取組に限らず、整理合理化計画を踏まえて内部統制の向上のためにとられた措置の把握、評価

● 法人の規模、特性等に応じた内部統制の在り方の検討を促す評価

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。(なお、関連法人に対する業務委託については、「5 契約」において対応)

● 出資等に関する規程等の整備状況とその内容(出資目的を達成した場合における措置等が明記されている)

か)の適切性についての評価

- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価
- 出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9-1 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ